

30宗コ協第981号
平成31年3月13日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働環境部コミュニティ協働推進課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成31年3月4日付け30宗監第202号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（コミュニティ協働推進課）

定期監査実施日：平成30年3月29日

監査対象年度：平成29年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）市民学習ネットワーク事業業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 契約書において、委託料の一部を7月、11月及び3月に前払するよう定めているが、支払が遅れているものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>イ 仕様書において、受注者は業務計画を定め市に提出することとしているが、業務計画に関する書類が見受けられないので、仕様書の見直しを含め、適正に事務処理されたい。</p> <p>（２）市民活動コーディネート業務委託に関する事蹟について</p> <p>契約書において、委託料の一部を5月、9月及び12月に前払するよう定めているが、支払が遅れているものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（３）市民活動交流館総合ビル管理業務委託に関する事蹟について</p> <p>仕様書において、受注者は、保安警備に関する業務実施計画書、警備員及びビル案内人の経歴書を提出することとしているが、それらに関する書類が見受けられないので、漏れなく書類を徴されたい。また、設備管理人及び警備員においては資格及び経験の条件を定め、空調設備管理の技術員においてはその配置を市に連絡することとしているが、それらを確認した記録が見受けられないので、漏れなく書類を徴されたい。</p>	<p>（１）市民学習ネットワーク事業業務委託に関する事蹟について</p> <p>ア 契約書に定めた月内に委託料の支払を行うよう徹底しました。</p> <p>イ 平成30年度から仕様書を見直し、受注者からの業務計画の提出ではなく、受注者との毎月1回の定例会議において業務計画等について協議を行い、その協議に基づき業務を遂行するよう改めました。</p> <p>（２）市民活動コーディネート業務委託に関する事蹟について</p> <p>契約書に定めた月内に委託料の支払を行うよう徹底しました。</p> <p>（３）市民活動交流館総合ビル管理業務委託に関する事蹟について</p> <p>平成30年度から、仕様書に基づき、受注者に保安警備に関する業務実施計画書及びビル案内人の経歴書を漏れなく徴すよう改めました。また、設備管理人及び警備員においては資格及び経験の条件を仕様書において定め、空調設備管理の技術員の配置を記した書類を徴すよう改めました。</p>